

## II. 応用事項



### Check 1 少額貨物の判断



通関士試験の輸出申告において申告価格を算出する主たる必要性は、申告欄の品目の順番の決定及び輸出貨物の申告価格が統計品目番号の異なるものごとに20万円以下となるもの(以下「少額貨物」という。)かどうかの判断を行うためにある。

したがって、仕入書記載の各輸出貨物について、品目分類を行った結果、少額貨物となるものかどうか仕分けして、最終的なNACCS用コードの決定を行う。

このため、仕入書価格が外国通貨建である場合及びCFR価格又はCIF価格等のようにFOB価格ではない場合は、少額貨物かどうかの迅速な判断をするために「少額判断基準価格」の算出を行うことが便利である。「少額判断基準価格」を算出して少額貨物かどうかの判断を行うことで、多くの場合、申告価格の計算処理を省略することができる。

少額貨物の判断は、仕入書に記載された各貨物の申告価格が20万円以下になるかどうかを、出題された作成問題において前提とされた条件に基づいて、少額貨物分岐点価格である20万円に相当する外国通貨建価格(少額判断基準価格)を算出して、この算出した少額判断基準価格と仕入書価格を比較して行う。

#### Case 1 仕入書価格がFOB価格である場合

この場合には、少額判断基準価格は、「少額貨物分岐点価格20万円」を輸出申告日の適用為替レートで除して得た外国通貨建のFOB価格である。(前記「I. 基本事項－Step2 大額貨物／少額貨物の判断」において解説しているので、そちらを参照のこと。)